### 山梨県環境保全審議会の審議事項等について

山梨県環境保全審議会の設置根拠・担任事務

山梨県環境保全審議会(以下、「審議会」)は、附属機関の設置に関する条例に基づく 附属機関 <sup>1</sup>であり、その担任事務は自然環境保全法及び環境基本法により規定された 事項の調査審議 <sup>2</sup>等です。(参照:別紙「設置根拠・担任事務」)

- 1 附属機関とは…法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関(地方自治法第202条の3)のこと。
- 2 調査審議とは…物事の実態・動向などを明確にするために調べ(調査) 検討し、その もののよしあしなどを決める(審議)こと。

### 所 掌 事 項

本審議会において取り上げる議題は、次の2つに大別されます。

### (1)審議事項

あらかじめ法律及び県条例において審議会から意見を聴取するよう規定されている事項について、調査審議いただきます。(参照:別紙「所掌事項(審議事項)」) 県からの審議会への諮問に基づき、審議会において委員の皆様に様々な見地から 御審議いただき、その結果を答申いただきます。

なお、審議会には、専門的な事項を調査審議するために、鳥獣部会、温泉部会、 廃棄物部会、地球温暖化対策部会、世界遺産景観保全部会の5つの部会を置いて います。部会の審議結果は、審議会において部会長から報告され、審議会での審 議を経て、議決されます。

(参照:別紙「部会」)

### (2)報告事項

県条例や計画において審議会への報告が規定されている事項について、県からの報告を受けます。(参照:別紙「所掌事項(報告事項)」)

### 上記以外の情報提供

上記の審議事項や報告事項の様に法律や条例等の根拠はありませんが、審議会の場を お借りして、県の環境行政に関わる情報について、委員の皆様にお知らせしています。 また、年2~4回の審議会開催時期の合間にお知らせする情報が出てきた際は、随時 郵送等により情報提供させていただきます。

### 情報提供事項 (例)

- 公共用水域及び地下水の水質測定結果
- 大気汚染状況の常時監視結果
- ▶ 県において新たに策定した環境関連の計画・方針・指針 等

### 環 護

### **拠** - 担 能事

### ◆ 自然環境保全法◆

(都道府県における自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関)

第五十一条 都道府県に、都道府県における自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関を置く。 ▶2 前項の審議会その他の合議制の機関は、温泉法(昭和二十三年法律第百二十五号)及び鳥獣の保護及び 管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)の規定によりその権限に属させられた **| 事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における自然環境の保全に関する重要** 事項を調査審議する。

3 第一項の審議会その他の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

### 環境基本法◇

(都道府県の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関)

第四十三条 都道府県は、その都道府県の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる 等のため、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置く。

2 前項の審議会その他の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、その都道府県の条例で定める。

### ◆ 山 梨 県 環 境 保 全 審 議 会 の 担 任 事 務 ◇

(山梨県附属機関の設置に関する条例別表第二) · **自然環境保全法第五十一条第二項**の規定による自然環境の保全並びに 鳥獣の保護繁殖及び狩猟並びに温泉に関する重要事項の調査審議並びに 環境基本法第四十三条第一項の規定による環境の保全に関する基本的事 項の調査審議等に関する事務

会

温泉部会

の許可・不許可:

の処分に関する

:○温泉の掘削、増

の許可の取り消

し、公益上必要

な措置命令の処

こと。

# 環境保全 護

委員の定数 30人以内

学識経験のある者 委員の要件

(山梨県附属機関の設置に関する条例別表第二)

|委員||10人 |委員 | 6人 |委員|10人 委員 12人 人数 (うち専門委員0人) 人数 (うち専門委員5人) 人数 (うち専門委員4人) 人数 (うち専門委員10人) 人数 (うち専門委員3人)

廃棄物部会

業計画の策定

鳥 獣 部 会

○第一種特定鳥獣: 保護計画

○ 第二種特定鳥獣: 管理計画 ○ 狩猟鳥獣の捕獲 掘及び動力装置

の禁止又は制限: に関すること。 ○新たな鳥獣保護:

区の設定に関す 分に関すること。 :○温泉採取の制限 ○特別保護区の指: に関すること。

定に関すること。 ○猟区の維持管理 事務の委託に関 すること。

掘及び動力装置の策定に関するこ

・○ 鳥獣保護管理事 ○ 温泉の掘削、増 ○ 廃棄物処理計画 ○ 地球温暖化対策 実行計画の策定 に関すること。

地球温暖化

対策部会

0 自然環境保全地区 (世界遺産景観保 全地区に限る。以 下同じ。内における 行為の禁止等に関

世界遺産景観

保全部会

すること。 ○ 自然環境保全地区 内において事業を 行う者等への助言 又は勧告に関する

○ 自然環境保全地区 内において事業を 行う者等との自然 環境保全協定の締 結に関すること。

担任事務(運営規程別表)

- ◎ 部会は、別表に掲げる事項及びその関連事項を担任(運営規程第2条第1項)
- ◎ 部会長は、部会で審議・調査した結果を審議会に報告する(運営規程第5条第1項)
- ◎審議会は、当該部会での審議・調査結果について、審議し、議決する(運営規程第5条第2項)

## 所掌事項(審議事項)

### ◆ 自 然 環 境 保 全 法 関 連 ◆

### ◆温泉法◆

- ・温泉掘削の許可をしようとするとき
- 他に影響を及ぼす、公益を害する等の許可の判断を するとき
- 温泉掘削の許可を取り消そうとするとき
- 許可を受けた者に公益上必要な措置を講ずべきことを命ずるとき
- 温泉の増掘、動力の装置の許可をしようとするとき
- 温泉採取の制限をしようとするとき

### ◆鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律◆

- 鳥獣保護管理事業計画を定め、又は変更しようとするとき
- 第一種特定鳥獣保護計画を定め、又は変更しようとするとき
- 第二種特定鳥獣管理計画を定め、又は変更しようとするとき
- 狩猟鳥獣の捕獲を禁止又は制限しようとするとき
- 鳥獣保護区、特別保護地区を指定又は変更(拡大)をしようとするとき
- 地方公共団体の設定する猟区内の狩猟鳥獣の生育・繁殖施設の管理 を委託する者を指定しようとするとき

諮問

# 議 答 申 報 告 梨 関係行政機関の職員 委員の任期 2年

### (報告事項) 所掌事項

#### 条 例 関 連

### ■山梨県地球温暖化対策条例■

地球温暖化対策の実施状況の年度毎の報告

#### 県 計 曲 連 関

### □第2次山梨県環境基本計画□

- 目標の達成状況及び施策事業の実施状況についての点 検・評価の結果報告
- □山梨県地球温暖化対策実行計画□
- 温室効果ガスの排出状況等を把握し、報告 (地球温暖化対策条例第9条の規定に基づく)

### |第3次山梨県廃棄物総合計画|

目標の達成状況や施策事業の実施状況等について報告

### ◇ 環 境 基 本 法 関 連 ◇

### ◇大気汚染防止法◇

- 指定ばい煙総量削減計画を定めようとするとき
- 当該計画を変更しようとするとき

### ◇公害防止事業費事業者負担法

- 山梨県が、公害防止事業に係る費用負担計画を定めようとするとき
- 山梨県が、当該計画を変更しようとするとき

### 〉農用地の土壌の汚染防止等に関する法律◇

- 農用地土壌汚染対策地域を指定しようとするとき
- 当該地域の指定を解除しようとするとき
- 農用地土壌汚染対策計画策定に際し同意を得ようとするとき
- 当該計画の変更を申請しようとするとき

### ◇水質汚濁防止法◇

公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止に関する重要事項\* ※審議会は知事に意見を述べることができるとの規定。

※重要事項:上乗せ排水基準の設定、測定計画の作成、水質環境 基準類型のあてはめ等

### ◇ダイオキシン類対策特別措置法◇

- ダイオキシン類の総量削減計画を定めようとするとき
- ダイオキシン類土壌汚染対策地域を指定しようとするとき
- 当該地域の指定の変更又は解除しようとするとき

### ◇廃棄物の処理及び清掃に関する法律◇

廃棄物処理計画を策定又は変更しようとするとき

#### 県 条 連

### ■山梨県環境基本条例■

環境基本計画を定めようとするとき、変更しようとするとき

### ■山梨県地球温暖化対策条例■

地球温暖化対策実行計画を策定、変更しようとするとき

### ■山梨県生活環境の保全に関する条例■

次の事項を定めようとするとき、変更し、廃止しようとするとき

指定工場、特定施設、特定建設作業の規定

・上乗せ排水基準 ・ばい煙等の規制基準

### 地域公害防止計画 ・ 廃棄物総合計画の策定

- ■山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例■ 希少野生動植物種保護基本方針を定めようとするとき、 変更しようとするとき
- 指定希少野生動植物種及び特定希少野生動植物種を指定、 解除しようとするとき
- 生息地等保護区を指定、解除しようとするとき
- 指定希少野生動植物種の保護管理事業計画を定めるとき、 変更するとき

### ■山梨県自然環境保全条例■

- 自然環境保全基本方針及び自然環境の基準を策定するとき
- 自然環境保全地区等を指定しようとするとき
- 自然環境保全地区等の区域の変更又は指定の解除をしようと するとき
- 保全計画の決定、廃止及び変更をしようとするとき
- 届出を要する行為の禁止等の処分をしようとするとき
- 自然環境保全地区等内において事業を行う者等に対して、勧告等 をしようとするとき
- 自然環境保全協定を締結しようとするとき

### ■山梨県立自然公園条例■

- 公園区域を定めて指定しようとするとき
- 公園の指定を解除し、又はその区域を変更しようとするとき
- 公園計画を決定しようとするとき
- 公園計画を廃止し、又は変更しようとするとき
- 公園事業を決定、廃止又は変更しようとするとき

### ※知事の諮問に基づくその他の審議事項※

県土の環境保全に関して基本的な方向付けを行う条例・制度や 構想、計画など